

施設の使用に関するきまり

東京都立上野高等学校
都立学校開放事業運営委員長

施設を使用する前の注意

- 1 学校施設使用当日、団体責任者は使用承認書と使用団体登録書を管理指導員に提示し、確認を得てください。
指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際には必ず管理指導員に報告し、承認を得てください。
- 2 自転車での来校は原則として禁止します。やむを得ず使用してきた場合は指定された場所に（正門入って右側階段下のエリア）正しく駐輪してください。駐輪場内での事故等については、学校は責任を負いません。自転車は指定された場所に置いてください。

施設使用上の注意

- 1 使用時間は、午前の部が 9:00～12:00、午後の部が 13:00～16:00 とします。（準備から後始末の時間を含みます。）ただし、第二グラウンド使用の団体は午前 10:30 以降の使用開始となる場合があります。**使用できる施設は、第一・第二グラウンドとテニスコート及び指定されたお手洗いのみです。他の場所への立ち入りはご遠慮下さい。**
- 2 使用中に学校の施設・設備等を破損した場合は、直ちに管理指導員へ申し出てその指示に従ってください。
- 3 使用後は必ず清掃を行い学校教育に支障のないように現状を回復してください。
学校敷地内は禁煙です。
ゴミ、空き缶等は持ち帰ってください。
グラウンド、テニスコート内での飲食は禁止です。
グラウンド、テニスコート内へ運動靴以外で入らないでください。（スパイクシューズは厳禁です。）
使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常、事故の有無を管理指導員に報告してください。

その他

- 1 登録団体以外の者は校内に立ち入り出来ません。
- 2 校内での営業行為並びに業者の立ち入りは禁止します。
- 3 その他管理指導員の使用上の注意、指導、指示に従ってください。
- 4 使用承認された日でも、学校行事、工事等の都合で使用できない場合があります。

以上の事項に違反した場合、一定期間の使用を禁止します。また、団体の登録を取り消すこともあります。